

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（案）」に対する
意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（案）」について、令和3年4月27日から令和3年6月1日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計6者から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0者
○ FAXによるもの	0者
○ インターネットによるもの	6者
合 計	6者

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の原料として取り扱わない物品についての御意見	まずいビールもどきを開発するか、無駄でしかない。酒税は単純化すべき。高い税率に統一しても問題ない。	いただいたご意見は今回の改正と直接の関係はありませんが、ご意見として承ります。
	過剰のポリフェノールを除去し品質向上を期待できる添加物で、ブドウ果汁などの製造中に使用できる物品で現在認められているのはバレイショタンパクだけである。この改正でカゼインカリウムも使用できるようになる意味は大きい。特に甲州のプレス果汁の品質改善処理には大きな効果が期待できる。海外で普通に使用されている物品であり、国内でも普及することでワインの品質向上が期待できる。改正に賛成である。	本改正に賛成の御意見として承ります。
	改正に賛成です。 酒類の製造工程中にカゼインカリウムを使用することにより、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防することができ、果実酒及び甘味果実酒の国内製造者の製造の効率化や製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。	本改正に賛成の御意見として承ります。
	すでに多くの保存剤が認められています。どこまでも際限なく認められていくのでしょうか？どこかで歯止が必要ではないのでしょうか？	いただいたご意見は今回の改正と直接の関係はありませんが、ご意見として承ります。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）の大枠合意に基づく内容であり、本改正が国内ワイン市場の活性化および日本ワインの新たな市場確保につながる内容と認識しております。今回追加の添加物によって、国内製造ワインの品質向上およびコスト低減が期待できます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>カゼインカリウムについては追加に反対である。</p> <p>カゼインについては要するに牛乳由来のたんぱく質を使うとなる事になるかと思われるが、それは果実酒に使うのにあまり適切なものとは思われない。</p> <p>（イメージ的な問題以外にも、厳格なベジタリアンが摂取不可能な酒になってしまう事が危惧される。）</p> <p>どうも、日本の酒について、情けなく不純なものにしようとしている様な勢力が存在しているようにも思われたりするのですが、なるほど国際的にその様な事が許容されるようになっていたとしても、しかし我が国では取り込まない方が良いものであると思われるので、この改正には反対である。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>今般指定を予定しているカゼインカリウムを、製造の健全を期する目的で加えることについて、有効性を確認できたことから、指定することが適当であるとしたものです。</p> <p>なお、今回の改正によって製造者における選択肢が広がり、結果的に商品の幅が増えて消費者に対してより広く選択肢を提供するものとなります。</p>